

「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」

(改訂の概要)

1. 概要

令和4年8月9日付厚生労働省保険局保険課事務連絡において示された、新型コロナウイルスの感染急拡大に対応した当面の臨時的な取り扱いについて、「新型コロナウイルス感染対策の基本的対処方針」の変更により終了とする。

(令和5年4月28日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡通知)

2. 改訂内容

(1) 令和4年8月9日以降受付からの(臨時的) 取扱い

- ・ 医師の意見書の添付は不要
- ・ 当該期間、被保険者が療養のため労務に服さなかった旨を事業主が証明する書類を添付

(2) 令和5年5月8日以降受付からの取扱い

- ・ 医師の意見書の添付は必要

3. 改訂後のQ&A

別添のとおり

4. 適用年月日

令和5年5月8日